

受講生各位

訂正のご案内

平素はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

22年12月短答「企業法」逐条解説講座（EB22384）に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の不備により訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

●逐条解説Ⅰ（EL21879） P364 解説の3

【誤】

監査等委員会・各監査役等委員は、指名委員会等設置会社における監査委員会・監査委員と同様の権限の権限を有している。監査等委員会は、取締役の職務執行を監査

【正】

監査等委員会・各監査等委員は、指名委員会等設置会社における監査委員会・監査委員と同様の権限を有している。監査等委員会は、取締役の職務執行を監査

●逐条解説Ⅰ（EL21879） P392 1つ目の解説の上から3行目

【誤】

段）。代表執行役の選任・解任は、取締役会の専権事項とされる（416条4項1号）。し

【正】

段）。代表執行役の選定・解職は、取締役会の専権事項とされる（416条4項12号）。し

●逐条解説Ⅱ（EL21880） P346 【解説】の下から2行目

【誤】

例えば、荷受人が外国の荷送人から譲渡を受けるのは困難であるため、平成30年改

【正】

例えば、荷受人が外国の荷送人から譲渡を受けるのは困難であるため、平成30年改

●逐条解説Ⅱ（EL21880） P382 2つ目のPoint Checkの4行目

【誤】

数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合をいう（同2号ハ）。

【正】

数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合をいう（同2号ハ）。

●逐条解説Ⅱ（EL21880） P420

【誤】

第21条 第18条〔虚偽記載等のある届出書の届出者等の賠償責任〕の規定による賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

【正】

第20条 第18条〔虚偽記載等のある届出書の届出者等の賠償責任〕の規定による賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

●逐条解説Ⅱ（EL21880） P504 上から13行目

【誤】

変更〕から第27条の9〔公開着付説明書等の作成及び交付〕まで（第27条の8第6項

【正】

変更〕から第27条の9〔公開買付説明書等の作成及び交付〕まで（第27条の8第6項